

公立保育所・公立認定こども園を利用する 3歳児以上児クラスの給食の取扱いについて

1.給食の取扱いについて

給食費（主食費（ごはん代）と副食費（おかず代+おやつ代））については、別途お支払いいただきます。

施設において主食の提供がない場合（主食提供実施前や、民営化予定施設）や、以下「3.主食提供に係る申出書の提出について」において、**主食の提供を希望しない場合**は、ご家庭から主食の持参をお願いします。

2.給食費（月額）について

保護者の皆様にご負担いただく給食費（月額）は下表のとおりです。

認定区分	給食費 (主食費+副食費)	主食費	副食費
1号認定子ども	4,370円	900円	3,470円
2号認定子ども	6,160円	1,000円	5,160円

※月途中の入退所の場合は、日割（提供日数÷その月の保育所の提供可能日数）で計算します。

※ご家庭からおかず入りのお弁当を持参いただく行事（遠足など）の際には、給食の提供を行いませんが、給食費（月額）に変更はありません。（日割りによる減免は行いません。）

※副食費の免除世帯（※以下「4.副食費の免除について」を参照）におきましても、主食提供を希望される場合は、主食費をお支払いいただく必要があります。

3.主食提供に係る申出書の提出について

○施設において主食の提供がある場合、主食提供の希望有無を把握するため、「3歳以上児の主食提供に係る申出書（様式第1号）」に必要事項をご記入の上、各保育所（園）へ月初開所日の4開所日前までに提出をお願いします。

○「主食提供を希望しない」と回答された場合は、ご家庭から主食の持参をお願いします。

※登所（園）予定児童数に応じた過不足ない量の炊飯を行うため、「主食提供を希望しない」と回答し、ご家庭からの主食持参をお忘れになった場合には、保護者様へ連絡を取り、主食を保育所へお届けいただく対応となりますので、あらかじめご承知おきください。

○主食提供の有無の変更（提供から不要への変更など）を希望される場合は、変更を開始する月の月初開所日の4開所日前までに「変更申出書」の提出をお願いします。

※主食提供は月単位での取扱いとなるため、月途中からの変更はできません。

○転所（公立保育所→公立保育所）された場合、転所前の保育所において「3歳以上児の主食提供に係る申出書」を提出済であっても、転所先の保育所へ再度申出書の提出をお願いします。

4.副食費の免除について

年収 360 万円未満相当の世帯及び全階層の第 3 子(※)以降は、副食費が免除されます。

千葉市在住で免除対象となる方には、「副食費徴収免除のお知らせ」を送付します。

なお、**千葉市外在住で副食費の徴収が免除となる方は、お住まいの自治体から送付される免除に関するお知らせを、所（園）長・主任にご提示いただくようお願いいたします。**

また、免除対象外になった場合は、速やかにその旨、所（園）長・主任にお申し出ください。

(※) 年収 360 万円以上相当の世帯は、「第 3 子」の考え方について、兄、姉が保育園等に入所しているなどの要件があります。

	1号認定子ども	2・3号認定子ども
年収360万円未満相当	年齢にかかわらず被監護者の数（別居・別生計含む）	
年収360万円以上相当（※）	小学校第3学年終了前（同一世帯のみ）	小学校就学前（同一世帯のみ）

5.納入方法

○口座振替

千葉市への毎月の保育料等のお支払いは、原則、口座振替となりますので、口座振替の申込をお願いします。振替日は各月の末日（土・日・祝日等にあたる場合はその翌営業日）です。

- ① 電子申請：みずほ銀行、千葉銀行、京葉銀行、ゆうちょ銀行等の口座をお持ちの場合は、Web 口座振替受付サービスからの電子申請が便利です。QR コード又は URL からお手続きをお願いします。

https://koukin-koufuri.jp/chiba_city/GPFCIB01010Action_doInit.action?tax_fee=0080



- ② 窓口申請：「千葉市口座振替依頼書」に必要事項を記入後、金融機関にご提出願います。口座振替依頼書は区こども家庭課、公立保育所・認定こども園に備え付けております。

○納付書払い

納付書払いの場合は、幼保運営課から送付する納付書により、納期限までに納入してください。

※副食費と主食費を合算した「保育副食費」という表記の 1 枚の納付書を送付します。

※主食費のみを納付する場合も「保育副食費」という表記の納付書となります。

6.長期欠席や給食の提供を要しない場合など

- 長期間（1 か月以上）にわたり登所しない場合は、所（園）長・主任までお問合せください。

配食準備に計画的に反映することが可能な場合は徴収の免除を行います。（2 か月分が上限）

（公立保育所・認定こども園においては 4 開所日前まで（日祝日及び年末年始を除く、以下同じ））

- 1 か月未満の欠席や、お弁当を月に数日持参するような場合でも、1 か月分をお支払いいただきます。

- アレルギー対応食を園が提供する場合や、宗教上の理由により、他の児童と別の食事を提供する場合も他の児童と同様の金額をお支払いいただきます。

- 1 か月（月初日から月末まで）を通じて副食の提供が不要の場合や、おかずだけ、おやつだけを喫食する場合は減免を行います。月初開所日の 4 開所日前までに所（園）長・主任にお申し出ください。